

旭川市請負工事成績評定結果の公表に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第16条に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」第2第4項第1号に規定された、工事成績評定等に関する公表において、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象とする工事は、旭川市工事成績評定要領第2条により工事成績評定を行う請負工事とする。ただし、工事検査課で実施した設計金額が500万円以上の請負工事とする。

2 公表の対象とする委託業務は、旭川市設計等委託業務成績評定要領第2条により成績評定を行う委託業務とする。ただし、工事検査課で実施した設計金額が500万円以上の委託業務とする。

(公表の時期)

第3条 公表は次のとおり行う。

(1) 工事については、旭川市工事成績評定要領第6条の規定により、評定の結果を工事の請負者に通知した後、遅滞なく行うものとする。

(2) 委託業務については、旭川市設計等委託業務成績評定要領第6条の規定により、評定の結果を委託業務の受注者に通知した後、遅滞なく行うものとする。

(公表の方法)

第4条 公表の方法は、次のとおりとする。

(1) 工事については、旭川市工事成績評定要領第6条の規定により工事の請負者に通知した工事成績評定通知書の写しを、総務部工事検査課において、閲覧に供することによるものとする。

(2) 委託業務については、旭川市設計等委託業務成績評定要領第6条の規定により委託業務の受注者に通知した委託成績評定通知書の写しを、総務部工事検査課において、閲覧に供することによるものとする。

2 旭川市優良工事表彰要領に基づく細目別評定点の合計が80点以上の工事（以下「優良工事」という。）は、工事検査課ホームページに、工事名、請負業者名、細目別評定点の合計を当該年度の旭川市優良工事表彰の掲載に合わせて公表する。

(公表の期間)

第5条 閲覧に供する期間は、検査を実施した年度とその翌年度の末日とする。

また、優良工事に係る工事検査課ホームページの公表期間は、旭川市優良工事表彰を公表した年度末までとする。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行し、同年4月1日以降にしゅん功した対象工事について適用する。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。